

○浜中町犬猫避妊去勢手術補助金交付要綱

令和 年 月 日
訓令第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）の趣旨に基づき、犬及び猫の避妊又は去勢手術（以下「手術」という。）を奨励することで、野犬や野良猫及び捨て犬捨て猫の増加を抑制し、地域社会に対する危害及び迷惑を未然に防止するとともに、町民の動物愛護の意識高揚と公衆衛生の向上を図ることを目的に、犬及び猫の手術に要する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 浜中町内に住所を有し、飼い犬（生後6か月以上かつ狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条に規定する犬の登録及び同法第5条に規定する狂犬病の予防注射を当該年度受けている犬に限る。）又は飼い猫（生後6か月以上）を本町で飼養（法第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているものを除く。）している者とする。
 - (2) 浜中町内に住所を有する者又は浜中町内に所在する動物保護団体。
 - (3) 飼い主のいない猫（本町の区域内で保護したものに限り。以下同じ。）について、地域猫活動等を行うことを目的に手術を実施し、手術後は手術済みであることを識別するために当該猫の耳の一部を切り取り、保護した場所に戻すことができる者であること。
- 2 前項において、新しい飼い主を探すに当たっては、釧路総合振興局の犬猫の飼い主さがしノートに掲載するものとする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、当該年度において前条第1項各号に規定する飼い犬、飼い猫及び野犬、野良猫に対し実施する手術に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1頭の手術につき表1に掲げる区分ごとに定める額とする。

表1

| | 区分 | 補助率 | 補助金の額 |
|------|----------|-------|------------|
| 避妊手術 | 飼い犬 | 1/3 | 上限 11,000円 |
| | 飼い猫 | 1/3 | 上限 9,000円 |
| | 飼い主のいない犬 | 10/10 | 上限 25,000円 |
| | 飼い主のいない猫 | 10/10 | 上限 13,000円 |

| | | | |
|------|----------|-------|-------------|
| 去勢手術 | 飼い犬 | 1/3 | 上限 7,000 円 |
| | 飼い猫 | 1/3 | 上限 6,000 円 |
| | 飼い主のいない犬 | 10/10 | 上限 12,000 円 |
| | 飼い主のいない猫 | 10/10 | 上限 8,000 円 |

2 前項で補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付回数)

第 5 条 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる補助対象者に対する補助金の交付回数は、同一年度において当該補助対象者が属する世帯につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第 1 号又は様式第 2 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第 7 条 町長は、補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により、その旨を通知する。

(補助金の実績報告及び通知)

第 8 条 補助金の交付の決定の通知を受けた者は、手術実施後、速やかに補助金実績報告書(様式第 4 号又は様式第 5 号)に、手術の領収書を添えて町長に提出しなければならない。ただし、飼い主のいない猫については、手術済みであることを識別するために、領収書に当該猫の耳の一部の切取りを実施した旨の明記がなければならない。

2 町長は、事業の完了を確認し適当と認めるときは、補助金額確定通知書(様式第 6 号)により、その旨を通知する。

(補助金の交付)

第 9 条 補助金額の確定通知を受けた者は、補助金交付請求書(様式第 7 号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し又は返還命令)

第 10 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは補助金の交付を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付の条件を違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。